

International Council on Archives

75th Anniversary

1948 - 2023

5-9 June 2023

International Archives Week

国際アーカイブズ週間

2023年6月5日(月)~11日(金)

個人または組織が活動を通じて作成・接受・蓄積した文書・映像・音声など による記録や電子記録などのうち、組織運営や学術研究の必要性、文化その 他の多様な価値ゆえに永続的に保存される資料や、それらを保存・整理し利 用に供する行為や機関のことを英語で「アーカイブズ (Archives)」といいま す。日本では文書館や公文書館、史料館などがこれにあたります。

このアーカイブズを周知する目的で、国際機関のICA(国際文書館評議会) が2008年に6月9日を「国際アーカイブズの日」に制定しました。また国際ア ーカイブズの日を含む一週間を「国際アーカイブズ週間(Internation al Archives Week)」として取り組むことをICAは提唱しています。

公文書館ってどんなところ?

公文書館とは

公文書とは、役場などの行政機関が職務を遂行するために作成・取得される書類のことで す。公文書に加えて、行政機関の作った統計書などの刊行物やパンフレット、さらに地域活 動などを記録した写真といった歴史的に価値のある資料を収集・整理・保存し、利用に供す る施設が公文書館です。





刊行物や地域の資料

北谷町公文書館は、関係法規によって次のような目的と業務を与えられています。

公文書館法

第1条

この法律は、公文書等歴史的資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公 文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第3条

国又は地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置 を講ずる責務を有する。

北谷町公文書館条例

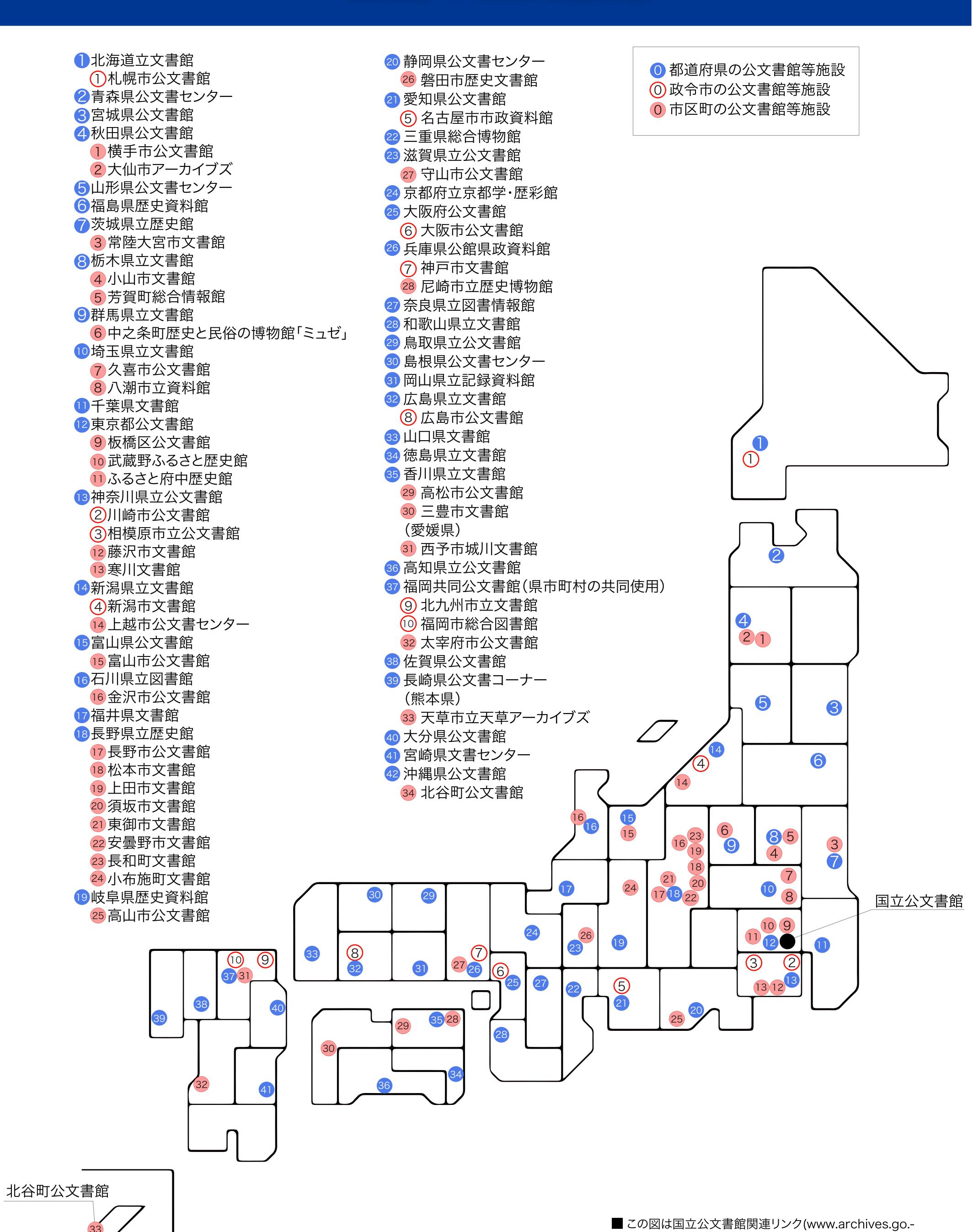
本町に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録(以下「文書等」とい う。)を収集し、及び保存するとともに、これらの利用を図り、もって学術及び文館発展に 寄与するため、北谷町公文書館(以下「公文書館」という。)を設置する。

第3条

公文書館は、次の業務を行う。

- (1) 文書等の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 文書等の利用に関すること。
- (3) 文書等の調査及び研究に関すること。
- (4) 文書等についての専門的な知識の普及啓発に関すること。
- (5) 文書等の目録、資料集等の編さん及び刊行に関すること。
- (6) その他公文書館の目的を達成するために必要な事業に関すること。

全国の公文書館



沖縄県公文書館

jp/links/)「全国公文書館等」(令和5年5月現在)を元に北谷町 公文書館が作成しました。

- ■施設の位置は厳密なものではありません。
- 白地図: CraftMap(www.craftmap.bpx-i.net/)